

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年3月8日  
綾部市農業委員会

### 第1 基本方針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市においては、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進していくことが必要である。

平地では、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約に取り組んでいく必要があり、中山間地では、獣害や担い手不足の地域が多く、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていくことが必要である。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化に関する指針」を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産省地域の活力創造本部決定）」に合わせて、平成35年を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

### 第2 目標と推進方法

#### 1 遊休農地の解消と発生防止

##### (1) 遊休農地の解消目標

|                     | 市内の農地面積 (A)<br>ha | 遊休農地面積 (B)<br>ha | 遊休農地の割合 (B/A)<br>% |
|---------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 現状<br>(平成29年4月)     | 2,635             | 15               | 0.57               |
| 3年後の目標<br>(平成32年4月) | 2,597             | 7                | 0.27               |
| 目標<br>(平成35年4月)     | 2,564             | 4                | 0.16               |

※市内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積に(B)を加えたものとする。

※目標の考え方 3年後に半減、目標年に4分の1となることを目指す。

##### (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

###### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員、農業委員会協力員の連携により、利用状況調査・利用意向調査を実施する。
- 意向調査の結果に基づき農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の適正な記録の確保と公表の迅速化に努める。

②農地中間管理機構との連携について

- ・意向調査で農地中間管理機構を利用する意思表明があった場合は、農地法第35条第1項に基づき、農地中間管理機構に通知する。

③非農地判断について

- ・利用状況調査の結果、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、農業振興地域整備計画との整合性をはかりながら、非農地判断を検討する。

## 2 担い手等への農地利用集積

(1) 担い手等への農地利用集積目標

|                          | 市内の農地面積 (A)<br>ha | 集積面積 (B)<br>ha | 集積面積の割合 (B/A)<br>% |
|--------------------------|-------------------|----------------|--------------------|
| 現 状<br>(平成 29 年 4 月)     | 2,620             | 436            | 16.64              |
| 3 年後の目標<br>(平成 32 年 4 月) | 2,590             | 558            | 21.54              |
| 目 標<br>(平成 35 年 4 月)     | 2,560             | 680            | 26.56              |

※市内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※目標の考え方

「綾部市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」という)に準じて目標を設定する。

(2) 担い手への農地利用集積・集約に向けた具体的な推進方法

①「京力農場プラン」の作成・見直しについて

- ・農業委員、推進委員、農業委員会協力員の連携により、集落や地域が抱える農業の問題を解決するため、「京力農場プラン」の作成・見直しの話し合いに積極的に参画する。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・市、農地中間管理機構等関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・地域の農地利用の状況を踏まえて、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では担い手への農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を促進する。
- ・中山間地域等の受け手が少ない地域では集落営農組織化・法人化、新規参入の促進など地域に応じた取り組みを行う。

## 3 新たに農業を営もうとする者の参入促進

(1) 新規参入の促進目標

|                      | 新規参入（個人・法人） |
|----------------------|-------------|
| 現 状<br>(平成 29 年 4 月) | 2 経営体       |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 3年後の目標<br>(平成32年4月) | 6 経営体  |
| 目標<br>(平成35年4月)     | 12 経営体 |

※目標の考え方

第5次綾部市総合計画後期基本計画並びに認定新規就農者の認定状況から目標を設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- ・市、農協、農地中間管理機構、京都府農業会議等と連携し、農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む）の情報を把握し、相談活動などを行う。

②農業委員会による支援について

- ・農業委員、推進委員、農業委員会協力員の連携により、農地の貸付、新規参入の受入れなどの情報を新規参入者に提供するなどを支援する。
- ・新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため継続的な支援に努める。